

○旅行命令等の権限の再委任等について（例規通達）

平成26年3月13日群本例規第28号（会）警察本部長

改正

- 平成27年3月群本例規第8号（総企）
- 平成30年3月7日群本例規第2号（務）
- 平成31年2月26日群本例規第7号（務）
- 令和3年3月3日群本例規第7号（務）
- 令和4年3月9日群本例規第6号（務）
- 令和5年2月22日群本例規第4号（務）
- 令和6年3月7日群本例規第13号（務）
- 令和6年4月11日群本例規第21号（会）
- 令和7年3月6日群本例規第4号（務）

警察庁旅費取扱規則（昭和39年総理府令第11号。以下「国費旅費規則」という。）第4条及び群馬県職員等の旅費に関する条例（昭和38年群馬県条例第24号。以下「県費旅費条例」という。）第4条に基づく旅行命令及び旅行依頼の権限の一部の委任等について次のとおり定め、平成26年4月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようされたい。

なお、次の例規通達は、廃止する。

- 1 国費旅行命令等の権限の再委任について（平成7年群本例規第12号）
- 2 群馬県職員等の旅費に関する条例の運用について（昭和38年群本例規第21号）

記

1 再委任等

国費旅費規則第4条第2項及び県費旅費条例第4条第1項の規定により、別表右欄の旅行命令及び旅行依頼に係る警察本部長の権限について、同表左欄の者に委任する。

2 職務代理

前記1の規定により委任を受けた者が事故のため、その職務を行うことができない場合は、同表中欄の者が、それぞれ同表左欄に掲げる職務を代理するものとする。ただし、同表中欄の者が職務を代理することができない場合は、警務部会計統括官が指定する者が代理するものとする。

前文（抄）（平成30年3月7日群本例規第2号（務））
平成30年3月16日から施行する。

前文（抄）（平成31年2月26日群本例規第7号（務））
平成31年3月8日から施行する。

前文（抄）（令和3年3月3日群本例規第7号（務））
令和3年3月10日から施行する。

前文（抄）（令和4年3月9日群本例規第6号（務））
令和4年3月18日から施行する。（後略）

前文（抄）（令和5年2月22日群本例規第4号（務））
令和5年3月3日から施行する。

前文（抄）（令和6年3月7日群本例規第13号（務））
令和6年3月15日から施行する。

前文（抄）（令和7年3月6日群本例規第4号（務））
令和7年3月18日から施行する。

別表（1、2関係）

旅行命令権者等一覧

委任を受けた者	委任を受けた者の職務を代理する者	職務の範囲
警務部長	警務部首席監察官	警務部の管理職のうち、警務部監察課において勤務するものに対する旅行命令
	警務部総務統括官	警務部の管理職のうち、警務部総務課、警務部広報広聴課、警務部留置管理課又は警務部情報管理課において勤務するものに対する旅行命令

	警務部警務統括官	警務部の管理職のうち、警務部警務課、警務部教養課又は警務部厚生課において勤務するものに対する旅行命令
	警務部会計統括官	警務部の管理職（警務部総務課、警務部警務課、警務部広報広聴課、警務部教養課、警務部厚生課、警務部監察課、警務部留置管理課又は警務部情報管理課において勤務する者を除く。）に対する旅行命令
生活安全部長	生活安全部人身安全対策統括官	生活安全部の管理職のうち、生活安全部人身安全対策課において勤務するものに対する旅行命令
	生活安全部生活安全企画課長	生活安全部の管理職（生活安全部人身安全対策課において勤務する者を除く。）に対する旅行命令
地域部長	地域部地域課長	地域部の管理職に対する旅行命令
刑事部長	刑事部組織犯罪対策統括官	刑事部の管理職のうち、刑事部組織犯罪対策第一課又は刑事部組織犯罪対策第二課において勤務するものに対する旅行命令
	刑事部刑事企画課長	刑事部の管理職（刑事部組織犯罪対策第一課又は刑事部組織犯罪対策第二課において勤務する者を除く。）に対する旅行命令
交通部長	交通部運転免許統括官	交通部の管理職のうち、交通部運転免許課又は交通部運転管理課において勤務するものに対する旅行命令
	交通部交通企画課長	交通部の管理職（交通部運転免許課又は交通部運転管理課において勤務する者を除く。）に対する旅行命令
警備部長	警備部危機管理対策統括官	警備部の管理職のうち、警備部警備第二課において勤務するものに対する旅行命令
	警備部警備第一課長	警備部の管理職（警備部警備第二課において勤務する者を除く。）に対する旅行命令
警察学校長	警察学校の副校長	警察学校の職員のうち、警部以上の階級にある職員（同相当職の一般職員を含む。以下同じ。）に対する旅行命令
サイバーセンター長	サイバーセンターの次席	サイバーセンターの職員のうち、警部以上の階級にある職員に対する旅行命令
警察本部の所属の長（警察学校長及びサイバーセンター長を除く。）	所属の次席及び副隊長（部の附置機関の副隊長に限る。）	所属の職員（所属の長を除く。）のうち、警部以上の階級にある職員に対する旅行命令
警察本部の所属の次席及び副隊長（部の附置機関の副隊長に限る。）	警察本部の所属の長	所属の職員のうち、警部補以下の階級にある職員（同相当職の一般職員を含む。以下同じ。）に対する旅行命令及び当該所属の業務において必要な旅行依頼
警察学校の副校長	警察学校長	警察学校の職員のうち、警部補以下の階級にある職員及び警察学校に入校中の学生に対する旅行命令並びに警察学校の業務において必要な旅行依頼
警察署長	警察署の副署長	警察署の職員のうち、警部以上の階級にある職員に対する旅行命令
警察署の副署長	警察署長	警察署の職員のうち、警部補以下の階級にある職員に対する旅行命令及び警察署の業務において必要な旅行依頼

※ 管理職とは、群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則（平成11年群馬県公安委員会規

則第3号。以下「規則」という。）第2章第4節（第50条を除く。）に規定する職をいう。
※ 所属とは、規則第2条第2号に規定する所属をいう。